

公告や申請の内容等に対する質問（令和 7 年 5 月 7 日付け）への回答

工事名：令和 7 ・ 8 年度電源立地地域対策交付金基金事業

玄海町児童館新設・図書館増改築等（機械設備）工事

No.	質問事項	回答
1	公告の 9 ページの「配置予定技術者の能力（代表者以外）の評価項目【同一工種の施工実績】」について その評価基準の欄に、「主任（監理）技術者、現場代理人、担当技術者として公共工事での施工経験あり。」とありますが、施工経験として、社会福祉法人発注の工事は、公共工事に該当しますか。	本広告における公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する公共工事をいい、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事であることを条件とします。 したがって、社会福祉法人の発注する工事は、本工事における公共工事には該当しません。